

遊漁船業者の登録を受けた皆様へ

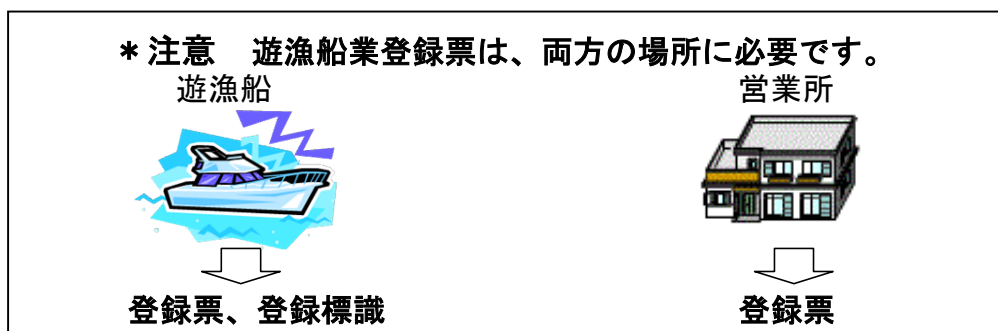
遊漁船業者は「遊漁船業の適正化に関する法律」（以下「遊適法」という。）により、業務規程の作成・提出、変更事項の届出や利用者名簿の備え置き、利用者へ制限事項・禁止事項の周知等を行う義務があります。これらの遊適法に定められた事項に違反して届出や周知等を怠った場合は、遊適法による罰則（罰金等）が科せられたり、事業の停止や登録取消等の処分がされたりすることがありますので、御注意ください。

1 業務規程の提出（遊適法第11条）

遊漁船業登録後すみやかに業務規程の作成、提出が義務づけられています。業務規程例を参考に、ご自分の業務内容と照らし合わせ、必要箇所への記入や○印を付けるなど作成し、県庁水産課又は境港水産事務所あてに提出してください。また、業務規程の内容を変更した場合には、変更内容を届け出なくてはなりません。

2 登録票及び登録標識の作成・掲示（遊適法第16条）

遊漁船業者は営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に登録票等を掲示しなければなりません。



(1) 営業所及び遊漁船に掲げる登録票の様式

← 25cm（遊漁船に掲げる場合は16cm）以上 →

遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	○山 ○夫
登録番号	鳥取県1**
登録の有効期間	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで
営業所の所在地	鳥取県○○市○○町 ○丁目○○番地
遊漁船の名称	○○○丸
遊漁船業務主任者の氏名	○山 ○夫
損害賠償措置の保険期間	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで

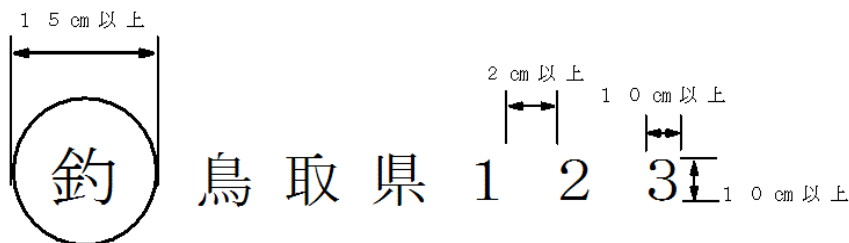
↑40cm（遊漁船に掲げる場合27cm）以上↓

※営業所、遊漁船で公衆の見やすい場所に掲示すること。

※登録票の記載事項に変更が生じた場合は、変更内容を表示すること。

(2) 遊漁船のみに掲げる登録標識

- ※ 県から通知を受けた「鳥取県」の文字と3桁の「登録番号」を記載すること。
- ※ (釣)の大きさは直径15cm以上、文字の大きさは10cm以上、太さは1cm以上、間隔は2cm以上
- ※ 船舶の両側面に表示することが望ましい。



3 利用者名簿の備え置き（遊適法第14条）

遊漁船業者は、遊漁船の利用開始前までに利用者の氏名、住所、漁場の位置等を記入した利用者名簿を作成し、営業所に備え置きしなければいけません。
また、利用終了日から1週間の保存が必要です。

（記入が必要な事項）

- ① 案内する漁場の位置
- ② 遊漁船の利用開始日時、利用終了予定日時
- ③ 利用者の氏名・住所・性別・年齢・緊急時連絡先

（利用者名簿作成例）

利用者名簿				
〇〇丸				
漁場の位置	〇〇沖			
利用開始日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時			
終了予定日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時			
氏名	住所	性別	年齢	緊急時連絡先

4 利用者が遵守すべき事項の周知

(1) 水産動植物の採捕規制等の周知（遊適法第15条）

遊漁船業者は水産動植物の採捕規制等について、利用者に水産動植物を採捕させる前に遊漁船に掲示するか、書面配布により利用者へ周知しなければいけません。

（周知内容→別紙を参考にしてください。）

- ・案内する漁場の水産動植物の採捕に関する制限又は禁止（漁業法、都道府県漁業調整規則等）
- ・漁場の使用に関する制限の内容

(2) 安全確保のために利用者が遵守すべき事項の周知

業務規程では、遊漁船業者は利用者に対し、安全確保のため利用者が遵守すべき事項を周知することとされています。

(周知内容→業務規程例 別表 8 の周知内容を参考)

- ・ 船長及び遊漁船業務主任者の指示に従うこと
- ・ 救命胴衣の保管場所の周知、着用指示 等

5 登録事項の変更等に関する届出について（遊適法第7条等）

遊漁船業者登録事項に変更が生じた場合には、変更等が生じた日から30日以内に「遊漁船業者登録事項変更届出書」に必要な書類を添え、届け出なければいけません。

<登録事項の変更が必要な事項の例>

・ 保険の更新（契約期間の更新についても、変更届が必要です。）

- ・ 住所、電話番号等の変更
- ・ 磯、瀬渡し等の追加
- ・ 遊漁船業務主任者の追加
- ・ 遊漁船の追加、変更 等

※遊漁船業を廃業する場合は「遊漁船業者廃業等届出書」を提出してください。

6 その他遊適法に定められた遵守事項

- (1) 遊漁船には、遊漁船業務主任者を常に乗船させなければいけません。（遊適法第12条）
- (2) 遊漁船業者は出航前に気象情報、海象情報を収集しなければいけません。また、これらの情報から判断し、利用者の安全の確保が困難であるときは出航させてはいけません。（遊適法第13条）
- (3) 遊漁船業者の名義を他人に貸してはいけません。（遊適法第17条）

7 遊漁船業登録の更新について（遊適法第3条）

- (1) 登録の有効期間は5年間です。登録有効期限を確認し、更新を希望する場合は申請してください。
- (2) 更新の申請は有効期間満了日の30日前までに行ってください。（更新の場合、手数料は1万2千円です）。
- (3) 遊漁船業務主任者の講習修了証明書の有効期限も5年間です。遊漁船業務主任者は現在の講習修了証明書の有効期限に注意して、有効期間に途切れが生じないように講習を受講する必要があります。

8 届出書等の提出及びお問い合わせ先

営業所が琴浦町以東に所在する業者	営業所が大山町以西に所在する業者
鳥取県農林水産部水産振興局水産課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電 話：0857-26-7339 FAX：0857-26-8131	境港水産事務所 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-20 みさき会館2階 電 話：0859-42-3167 FAX：0859-42-3169

※この内容は、県水産課ホームページにも掲示しています。

遊漁船業の登録について→<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44490>


(別紙) 鳥取県沖合での利用者への水産物の採捕に関する制限などの周知内容の記載 (例)

◎◎ 注意事項 ◎◎

水産物を採捕する際、次の行為は法令（漁業法、鳥取県海面漁業調整規則）で禁止されており、違反すると処罰される場合があります。決して違反のないよう、よろしくお願いします。

- (1) あわび、さざえ、いがい、ばい、かき、たこ、うに、なまこ、わかめ、てんぐさ、いわのりなど、漁業権の対象となっている水産物を採捕すること（法第8条）
- (2) 水産物を採捕するとき、次の漁具漁法以外の方法で行うこと（調整規則第44条）

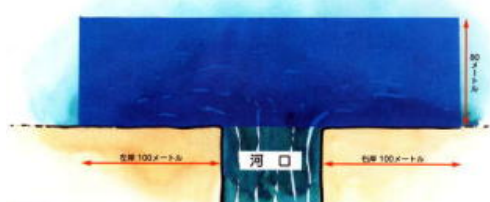
使用できる漁具漁法

竿釣・手釣 	たも網・さで網 	投網 	やす及びはし 	徒手採捕 (手でつかまえる) 
--	--	---	--	--

(参考) 禁止漁法の例

ひき縄釣り (トローリング) 	はえ縄 	アクアラング (簡易潜水器) 
--	--	--

- (3) 千代川、天神川、日野川の河口付近（※）で、3月1日から5月31日までの間に水産物を採捕すること（調整規則第46条）
 （この禁止区域はあゆ等の遡上（そじょう）を保護するためのものです）



- (4) しいら漬け漁業のつけ木の周辺100メートルの区域でしいらを採捕、もしくは散逸又は他に誘致する行為をすること（調整規則第47条）
- (5) 次の水産物を次の期間に採捕すること（調整規則第38条）
 - あ ゆ：2月1日から5月31日まで
 - わかさぎ：4月1日から10月14日まで（中海海域及び境水道のみ）